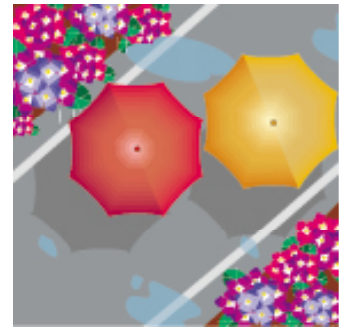


# アイリス法令ニュース

アイリス行政書士法人

〒532-0011  
大阪市淀川区西中島5-13-24 アンシャ  
ンテ新大阪5F  
TEL06-6889-6018 FAX06-6889-6048  
<http://www.iris-gyosei.com>



## 【労務】一般労働者派遣事業の許可基準の見直しについて

派遣労働者の解雇や雇止めが行われている昨今の厳しい雇用情勢に鑑み、派遣元事業主による派遣労働者の適正な雇用管理や安定的な事業運営の確保を図るため、一般労働者派遣事業の許可基準のうち、財産的基礎に係る要件（資産要件）及び派遣元責任者に係る要件について改正されました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/05/h0518-1.html>

## 【社会保障制度】二重払い防止のための社会保障協定発効が10ヶ国に！

日本を離れ海外に赴任する場合、派遣先国の年金保険料を支払い、かつ、受給権確保のため国内でも年金保険料を支払うという二重払いの問題が生じています。わが国もこの問題解決にあたり、他国との「社会保障協定」を締結してきましたが、6月にチェコとの条約が発効し、これで条約発効相手国は10ヶ国となります。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[社会保険庁]

<http://www.sia.go.jp/seido/kyotei/>

## 【労務】派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保に関する通達について

派遣労働者の労働災害が近年増加していることや、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」及び「派遣先が講ずべき措置に関する指針」の改正などを踏まえ、厚生労働省は、派遣労働者の労働条件及び安全衛生の確保について、派遣元と派遣先の事業主が各自または連携して実施すべき重点事項などを取りまとめた通達を公表しました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[厚生労働省]

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/04/tp0401-1.html>

## 【会計】中小企業の会計に関する指針（平成21年版）が公表されました

日本公認会計士協会、日本税理士会連合会、日本商工会議所及び企業会計基準委員会が主体となって設置された「中小企業の会計に関する指針作成検討委員会」は、「中小企業の会計に関する指針」の改正を行いました。今般の改正では、企業会計基準委員会が公表した各種の企業会計基準等のうち、企業会計基準第15号「工事契約に関する会計基準」に対応した会計処理の見直し等が行われました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[企業会計基準委員会]

[http://www.asb.or.jp/html/press\\_release/domestic/sme8/index.php](http://www.asb.or.jp/html/press_release/domestic/sme8/index.php)

## 【税務】相続税の申告期限の延長措置について

平成21年度税制改正において「非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例」が創設されたことにより、平成20年10月1日から平成21年3月31日までの間に死亡した人に係る相続税については、一定の要件を満たす場合に、その申告期限が延長されます。

詳しくは下記参照先をご覧ください。

参照ホームページ[国税庁]

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaisaku/joho-zeikaishaku/sozoku/090401/qa.htm>

### 【税務】平成21年及び平成22年に土地等を取得した場合の譲渡所得の特例措置について

平成21年度税制改正において、平成21年、22年に取得する土地を5年超所有して譲渡する際の譲渡益について1,000万円の特別控除と事業者が平成21年、22年に土地を先行取得して、その後10年間に他の土地を売却した場合、その譲渡益課税を繰り延べることを可能とする2つの制度が創設されました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[国税庁]

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/joto-sanrin/8037.pdf>

### 【特許】特許出願の審査請求料の納付繰延について

特許の審査請求料は、特許出願の審査請求と同時に納めることとされていますが、昨今の景気の急速な悪化を受けて、企業等の資金的な負担を軽減するための緊急的な措置として、平成21年4月1日以降の出願審査請求については、出願審査請求書の提出日から1年間に限り、審査請求料の納付を繰り延べできることとなりました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[特許庁]

[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/shinsa\\_kurinnobe.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/shinsa_kurinnobe.htm)

### 【経営】農地法の改正で一般企業の農業参入が容易になる？

わが国の食料の安定供給を確保するため、農地について耕作者自らが所有することを最も適当としてきた制度を改め、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の充実及び農地の利用集積を円滑に実施するための事業の創設等の措置を講じるための農地法の一部改正が行われます。これにより、これまで以上に賃借が促進され一般企業等の農業参入が加速するものと思われます。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[農林水産省]

<http://www.maff.go.jp/j/law/bill/171/index.html>

### 【経営】マンション管理組合財産の分別管理に関する改正

マンションの管理業者が管理組合から委託を受けて行う出納業務において、一部の管理業者による横領事件等により管理組合の財産が損なわれる事態が依然として生じていること等を受け、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則」に定められる管理組合財産の分別管理の方法等についての一部改正が行われました。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[国土交通省]

[http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo16\\_hh\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo16_hh_000019.html)

### 【経営】汚染土壌の適正処理の確保のための法改正について

近年、工場・事業場におけるISO14001取得などのための自主的な汚染調査の実施および工場跡地等の再開発・売却時の汚染調査の実施などが進むにつれ、工場跡地や市街地などで土壌汚染が明らかになるケースが増え、それらの地域が現行法の適用対象外となっているケースもあり、汚染土壌の適切かつ適正な処理を図るため「土壌汚染対策法」の一部が改正されます。

詳しくは下記参照先をご覧ください。  
参照ホームページ[環境省]

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=10848>